

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教 育 政 策 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出（2件）	経 営 支 援 課
・建築基準法に基づく総合的設計による一団地の認定取消し	建 築 課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

規 則

長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和7年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第35号

長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（一般競争入札の公告） 第5条 特例政令第6条及び第10条第5項の規定による公告は、財務規則第93条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、長崎県公報によりしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期限を10日前までに短縮することができるものとする。	（一般競争入札の公告） 第5条 特例政令第6条及び第10条第5項の規定による公告は、財務規則第93条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（ <u>一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限り24日前</u> ）に、長崎県公報によりしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期限を10日前までに短縮することができるものとする。
2 略	2 略

<p>(記録の作成及び保管)</p> <p>第16条 契約担任者は、<u>特定調達契約につき</u>、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な事項について、記録を作成し、保管するものとする。</p>	<p>(記録の作成及び保管)</p> <p>第16条 契約担任者は、<u>特定調達契約につき</u>一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な事項について、記録を作成し、保管するものとする。</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第365号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和7年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 光晴会病院	長崎市葉山1丁目3番12号	令和7年8月17日	令和10年8月16日
社会医療法人健友会 上戸町病院	長崎市上戸町4丁目2-20	令和7年9月3日	令和10年9月2日
医療法人 医理会 柿添病院	平戸市鏡川町278番地	令和7年9月4日	令和10年9月3日
青洲会病院	平戸市田平町山内免612-4	令和7年9月4日	令和10年9月3日
医療法人栄和会 泉川病院	南島原市深江町丁2405	令和7年9月4日	令和10年9月3日

長崎県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番9地先から 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦991番13地先まで	令和7年7月11日

長崎県告示第367号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和7年度予算に係る補助金等から適用する。

令和7年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

別表（第2条関係）

1 教育環境整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略					
10	長崎県立高等学校臨時支援金補助金	県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県立高等学校の授業料及び受講料	10分の10以内	生徒
11	長崎県市立高等学校臨時支援金補助金	市立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県内の市立高等学校の授業料及び長崎県市立高等学校臨時支援金に関する事務に要する経費	10分の10以内	生徒及び市

別表（第2条関係）

1 教育環境整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略					

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 古宮 洋二

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和7年4月28日 ほか

2 届出年月日

令和7年6月17日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理

由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウステンボス

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1 ほか62筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ハウステンボス株式会社

代表取締役 高村 耕太郎

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1

みずほ信託銀行株式会社

支配人 小西 伸幸

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和6年9月23日 ほか

2 届出年月日

令和7年6月19日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

建築基準法に基づく総合的設計による一団地の認定取消し（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、総合的設計による一団地の認定を取り消したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年7月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 認定取消しの申請者

五島市長 出口 太

2 認定取消年月日

令和7年6月27日

3 取消しを行った区域の場所

五島市福江町1190番地10、1190番地98、1190番地99、1190番地100、1190番地101

4 取消しを行った認定の番号及び認定年月日

認定番号 44建第527号

認定年月日 昭和44年8月5日

雑 報

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和7年7月11日

長崎県公立大学法人
理事長 坂口 克彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 7長大佐第1号
- (2) 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 食堂棟 新築工事（2期）
- (3) 工事場所 佐世保市川下町
- (4) 工 期 令和8年7月31日限り
- (5) 工事概要 工事種別：増築工事
主要用途：大学（食堂）
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造2階
規模：延べ面積 226.73 m²
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和5年3月17日長崎県告示第198号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札を準用する。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日 平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事ではない。
- (9) 本工事は、電子入札対象外である。
- (10) 本工事は、発注者が受注者に対して週休2日に取り組む旨を指定したうえで工事を実施する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。（詳細は現場説明書による。）
- (11) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者という。）の配置を不可とする工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた建設工事事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)に定める要件を満たす者で、さらに下記の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	法第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所管内を除く）に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が20点以上で建築一式工事に係る格付等級がAランクであること。
年間平均完成工事高	建築一式工事において1億円以上
建設業法に基づく経営事項審査等	令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

（注1） 「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもちて入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2) 「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3) 「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

同種工事の施工実績に関する条件	平成22年度（2010年度）から令和6年度（2024年度）までに、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、500㎡以上の建築物の新築工事等（新築工事、増築工事又は改築工事で、建築一式工事を対象とする）の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。 なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積を対象とする。		
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 801 411 947">国家資格等</td> <td data-bbox="419 801 1444 947"> ① 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者 </td> </tr> </table>	国家資格等	① 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
	国家資格等	① 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 958 411 1478">その他</td> <td data-bbox="419 958 1444 1478"> ① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認めない。（「建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて（令和7年3月25日6建企第339号）」は当工事では適用対象外とする。） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 </td> </tr> </table>	その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認めない。（「建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて（令和7年3月25日6建企第339号）」は当工事では適用対象外とする。） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。	
その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認めない。（「建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて（令和7年3月25日6建企第339号）」は当工事では適用対象外とする。） ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。		

(注1) 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2) 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(注3) 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県立大学 佐世保校	TEL 0956-59-6778	〒858-8580 長崎県佐世保市

工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的 要素に関する事項	総務課 建設整備グループ	F A X 0956-47-6941	川下町123番
-------------	-------------------------	--------------	-----------------------	---------

4 提出書類

- (1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のアの①、ウ、及びエ
- (2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のオ、カ及びキ
(健康保険被保険者証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする)
 - ② 上記①のほか、2-(2)(注3)の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法	【交付期間】 令和7年7月11日(金)から 令和7年7月28日(月)まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
競争参加資格確認届出書 等の提出期間及び場所	令和7年7月14日(月)から 令和7年7月28日(月)まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。)による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書に関する質問 期間及び場所	【質問期間】 令和7年7月11日(金)から 令和7年7月25日(金)まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限及び回答方 法	令和7年7月29日(火)まで	全参加者にファクシミリにて回答(個別事項は、当該者のみに回答)
入札日時及び場所	令和7年8月5日(火) 午後2時から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 図書館1階 ラーニングコモンズ
競争参加資格審査申請書 等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から 起算して3日以内	3の入札等担当部局に持参

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日及び長崎県立大学の休業日(令和7年8月12日から令和7年8月15日までの日)を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする。(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

- (1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて(5建企第435号 令和6年3月21日)」を準用する。
- (2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において決定する。なお、最低制限価格は乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

9 契約保証金

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。

10 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書14の(1)~(13)及び(15)~(16)に該当する場合は入札無効とする。

12 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1~10、13~14（(14)を除く）、17(1)(4)、18(1)~(5)を準用する。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先 3の入札等担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二二
一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイ
田ク
宏リン
弥ト